

消費税の転嫁と経過措置

9月中に契約すれば5%って本当？

消費税率が段階的に2倍になろうとしており、転嫁が困難な中小零細企業のための消費税転嫁法が国会で可決されました。

消費者や取引先への転嫁を具体的にどのように進めればよいのか、それぞれの業種・業界における経過措置をどのように経営に活かせばよいのか、専門家の先生から、事前質問への回答も含めて色々な対策をご指導いただきます。

経営者・事業主の皆様が知っておくべき情報が得られる絶好の機会ですので、ぜひご参加下さい。

日 時：平成25年8月21日(水)

受付:午後 1 時 30 分 **セミナー**:午後 2 時~4 時

会 場：甲賀市商工会土山支所 1 階 研修室

申込先：甲賀市商工会土山支所 電話 66-0354 FAX 66-0994

参加費：無 料

講 師：税理士 上杉恵一 先生

主 催：滋賀県商工会連合会・甲賀市商工会

協 力：しがぎん土山経友会

消費税転嫁対策セミナー 参加申込書

甲賀市商工会土山支所 あて (FAX 66-0994)

平成 25 年 8 月 21 日 (水) 開催の標記セミナーに参加を申し込みます。

平成 25 年 月 日

事業所名 _____

所在地 _____ TEL _____

参加者名 _____

(準備の都合上、8月15日までにお申込み下さい)